

香川県報



第 31 号

平成 15 年

4月22日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則

●海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

（水産課）

一

告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請

（環境管理課）

二

公 告

●平成十二年香川県告示第二百八十三号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部改正（健康福祉総務課）

（健康福祉総務課）

四

身体障害者福祉法の規定による事業者の指定

（障害福祉課）

五

知的障害者福祉法の規定による事業者及び施設の指定

（障害福祉課）

五

児童福祉法の規定による事業者の指定

（障害福祉課）

五

道路の供用開始（五件）

（道路保全課）

六

特定非営利活動法人の設立の認証の申請（二件）

（県民参画課）

七

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出

（経営支援課）

八

土地改良事業の適否決定

（土地改良課）

九

土地改良事業の認可

（土地改良課）

九

土地改良区の役員就任の届出

（土木監理課）

一〇

基本測量の実施の通知

（土木監理課）

一〇

公共測量の実施の通知

（土木監理課）

一〇

規 則

海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十六号

海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成八年香川県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「数量等」を「数量、漁獲努力量等」に改める。

第一条中「の規定」を「及び第四条の規定」に、「数量等」を「数量、漁獲努力量等」に改める。

第三条中「採捕の数量等の報告書（別記様式）を知事に提出して」を削る。

第四条を次のように改める。

（漁獲努力量等の報告の方法）

第四条 法第十七条第四項の規定による報告は、さわら流しさし網漁業（動力漁船で流し網を使用して第二種特定海洋生物資源のさわらをとることを目的とする香川県漁業調整規則（昭和四十年香川県規則第九十三号）第三条第六号に掲げる漁業をいう。）による当該さわらに係る漁獲努力量について、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる集計日ごとに当該集計日が属する期間における当該漁獲努力量を集計し、同表の下欄に掲げる報告期限までに行うものとする。

期 間	集 計 日	報 告 期 限
四月二十五日から五月三十一日まで	五月三十一日	六月十日
六月一日から同月十五日まで	六月十五日	六月二十五日

2 知事が法第八条第二項の規定による公表をした場合における法第十七条第四項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、同項のさわらに係る漁獲努力量について、当

該公表の日から当該公表の日が属する同項の表の上欄に掲げる期間の末日までの間は、当該公表に係る漁獲努力量に係る漁業の作業を終了した日又は当該漁業の作業を終了した日から三日以内に行つたものとする。

3 前項の場合において、同項の報告を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行つたときは、前項に規定する報告期限の計算については、送付に要した日数は、算入しない。別記様式を別る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

香川県告示第 二四四三三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり通知する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月二十一日

香川県知事 真 鍬 稔

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
東京都品川区西五反田 8 丁目 2 番 8 号
かどや製油株式会社
取締役社長 小澤 亨
- (2) 事業場の所在地及び名称
小豆郡土庄町甲 6188
かどや製油株式会社工場

(3) 特定施設に関する事項

種 類	類	動植物油脂製造業の用に供する原料処理施設
能 力	力	1,000kg/H 5 基
工 期	工事着手予定年月日	許可後
等	工事完成予定年月日	許可後 6 箇月
	使用開始予定年月日	完成後
	使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間	連続 24 時間
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常 最 大
	水素イオン濃度	5 ~ 8 5 ~ 8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,350 1,450
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	950 1,240
	浮遊物質 (mg/ℓ)	950 960
	窒素含有量 (mg/ℓ)	30 50
	りん含有量 (mg/ℓ)	10 20
	ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	100 140
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		125 143
種 類	類	動植物油脂製造業の用に供する原料処理施設
能 力	力	900kg/H 1 基、 700kg/H 4 基、 300kg/H 2 基
工 期	工事着手予定年月日	既設
等	工事完成予定年月日	既設
	使用開始予定年月日	既設

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間			
排出される汚水等の汚染状態	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度		5～8	5～8	5～8	5～8
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		1,350	1,450	1,350	1,450
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		950	1,240	950	1,240
浮遊物質 (mg/ℓ)		950	960	950	960
窒素含有量 (mg/ℓ)		30	50	30	50
りん含有量 (mg/ℓ)		10	20	10	20
ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)		100	140	100	140
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		100	150	125	157
特定施設の使用方法について参考となるべき事項		衛生対策としての機械洗浄のため、排出される汚水の量が増加する。			
種別	類	動植物油脂製造業の用に供する分離施設			
能力	力	3,500kg/H7基			
工事着手予定年月日	期	許可後			
工事完成予定年月日	等	許可後6箇月			
使用開始予定年月日		完成後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間			

排出される汚水等の汚染状態	項目	排水口 (既設)			
		通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度		10～11			10～11
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		6,000			8,880
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		1,300			1,820
浮遊物質 (mg/ℓ)		1,500			4,110
窒素含有量 (mg/ℓ)		160			200
りん含有量 (mg/ℓ)		20			30
ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)		9,300			18,000
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		1.9			3.2

(4) 排水水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	第1排水口 (既設)			
		通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度		5.8～8.5	5.8～8.5	5.8～8.5	5.8～8.5
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		10	15	10	15
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		30	40	30	40
浮遊物質 (mg/ℓ)		30	50	30	50
窒素含有量 (mg/ℓ)		15	30	15	30
りん含有量 (mg/ℓ)		3	5	3	5

排出水の量(m ³ /日)	5	10	5	10
排出水の量(m ³ /日)	236	345	286	345

第2排水口(既設)、第3排水口(雨水専用、既設)、第4排水口(雨水専用、既設)、第5排水口(雨水専用、既設)、第6排水口(雨水専用、新設)、第7排水口(雨水専用、新設)、第8排水口(雨水専用、新設)

(備考) 今回、特定施設の設置に伴い、一部特定施設を廃止するが、生産量の増加と衛生対策としての機械洗浄のため、通常排水量が増加する。なお、最大排水量並びに汚染状態に増減はない。

また、雨水排水口を新たに3つ設置する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成15年4月22日から
平成15年5月13日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
土庄町生活人権課

香川県香川郡二宮町四十四号

平成十二年香川県告示第二百八十三号(災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度)の一部を次のように改正し、平成十五年四月二十二日から施行する。

平成十五年四月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

第一〇一―中「三三、〇〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に改め、同一中「二、四九八〇〇円」を「二、四六八、〇〇〇円」に改める。
第一〇二―中「一、〇二〇円」を「一、〇一〇円」に改める。
第一〇三―表中「一、七、七〇〇円」を「一、七、三〇〇円」に、「二、七、七〇〇円」を「二、七、三〇〇円」に改める。

「二、七、一〇〇円」を「二、七、五〇〇円」を「二、七、八〇〇円」に、「四〇、一〇〇円」を「三九、一〇〇円」に、「五〇、九〇〇円」を「四九、八〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「一九、二〇〇円」を「一八、六〇〇円」に、「三三、七〇〇円」を「三三、九〇〇円」に、「五二、七〇〇円」を「五二、六〇〇円」に、「六一、八〇〇円」を「六一、五〇〇円」に、「七五、五〇〇円」を「七五、八〇〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「一、七、六〇〇円」を「一、七、三〇〇円」に、「一、四、〇〇〇円」を「一、三、七〇〇円」に、「一、八、〇〇〇円」を「一、七、五〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、〇〇〇円」に、「一、一、二〇〇円」を「一、一、九〇〇円」に、「一、七、四〇〇円」を「一、七、〇〇〇円」に、「一、一〇、六〇〇円」を「一、一〇、一〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「一、五、九〇〇円」を「一、五、三〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、三〇〇円」に改める。
第一〇六―中「五三三、〇〇〇円」を「五二五、〇〇〇円」に改める。
第一〇七―中「三、三〇〇円」を「三、一〇〇円」に改める。
第一〇八―中「一、四一、一〇〇円」を「一、三八、五〇〇円」に改める。
第一〇九―中「一、七、九〇〇円」を「一、七、六〇〇円」に、「一、二、三〇〇円」を「一、一、〇〇円」に、「一、一、八〇〇円」を「一、一、六〇〇円」に、「一、七、八〇〇円」を「一、七、四〇〇円」に、「一、二、三〇〇円」を「一、二〇、九〇〇円」に改める。
香川県告示第二百四十五号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
平成十五年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇〇八〇一	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協	平成十五年 四月一日	身体障害者居宅 介護

一三	議会 東かがわ市湊一八 〇九番地	議会 東かがわ市湊一八 〇九番地		
三七〇〇二 一〇〇八四一 一五	大野原町指定居宅 介護事業所 三豊郡大野原町大 字大野原一二六五 番地	大野原町 三豊郡大野原町大 字大野原一二六〇 番地一	平成十五年 四月一日	身体障害者居宅 介護

香川県告示第二百四十六号
知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項及び第十五条の十一第一項の規定により、指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設を次のとおり指定した。

平成十五年四月二十二日
香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所（施設）の 名称及び所在地 （設置の場所）	申請者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇二 一〇〇八〇一 一一	社会福祉法人東か がわ市社会福祉協 議会 東かがわ市湊一八 〇九番地	社会福祉法人東か がわ市社会福祉協 議会 東かがわ市湊一八 〇九番地	平成十五年 四月一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇二 〇〇〇一〇一 三七	みくに成人寮 小豆郡土庄町豊島 家浦九〇二番地一	社会福祉法人みく に園 小豆郡土庄町豊島 家浦九〇二番地一	平成十五年 四月一日	知的障害者短期 入所
三七〇〇二 一〇〇八一 四四	のぞみ荘 小豆郡土庄町豊島 家浦二五七七番地 一	社会福祉法人みく に園 小豆郡土庄町豊島 家浦九〇二番地一	平成十五年 四月一日	知的障害者地域 生活援助
三七〇〇二	あゆみ荘	社会福祉法人みく	平成十五年	知的障害者地域

一〇〇八一 四二	小豆郡土庄町豊島 家浦一九七六番地 三	に園 小豆郡土庄町豊島 家浦九〇二番地一	四月一日	生活援助
三七〇〇二 〇〇〇二〇一 三六	ひまわりの家 小豆郡土庄町上庄 四六三番地二	社会福祉法人ひま わり福祉会 小豆郡土庄町上庄 四六三番地二	平成十五年 四月一日	知的障害者短期 入所
三七〇〇二 一〇〇八四一 一四	大野原町指定居宅 介護事業所 三豊郡大野原町大 字大野原一二六五 番地	大野原町 三豊郡大野原町大 字大野原一二六〇 番地一	平成十五年 四月一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇二 〇〇〇二五三 三三	もえぎの里 木田郡牟礼町大字 原三二五番地一	社会福祉法人もえ ぎの里 木田郡牟礼町大字 原三二五番地一	平成十五年 四月七日	知的障害者通所 更生施設

香川県告示第二百四十七号
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指
定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
平成十五年四月二十二日
香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇三 一〇〇八一 一一	社会福祉法人東か がわ市社会福祉協 議会 東かがわ市湊一八 〇九番地	社会福祉法人東か がわ市社会福祉協 議会 東かがわ市湊一八 〇九番地	平成十五年 四月一日	児童居宅介護
三七〇〇三	すくすく教室	社会福祉法人ひま	平成十五年	児童居宅介護

二〇〇八三一 二三	小豆郡土庄町上庄 四六三番地二	わり福祉会 小豆郡土庄町上庄 四六三番地二	四月一日	
三七〇〇三 一〇〇八四一 一三	大野原町指定居宅 介護事業所 三豊郡大野原町大 字大野原一二六五 番地	大野原町 三豊郡大野原町大 字大野原二二六〇 番地一	平成十五年 四月一日	児童居宅介護

香川県告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年四月二十二日から平成十五年五月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 三木津田線（三七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市造田宮西字内間七二番一地先から ら	一三・〇		平成十一年香川県告示第六百六十八号で変更した区域の一部
さぬき市造田宮西字内間七〇九番一地先まで	一五・五	六五	

四 供用開始の期日 平成十五年四月二十二日

香川県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年四月二十二日から平成

十五年五月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 石田東志度線（一四二号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市造田乙井字内間三六〇番一地先から ら	一三・〇		平成十三年香川県告示第九十二号で変更した区域の一部
さぬき市造田乙井字北山田二二五番四地先まで	二六・五	二九三	

四 供用開始の期日 平成十五年四月二十二日

香川県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年四月二十二日から平成十五年五月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 志度山川線（三三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市造田宮西字赤洲四七〇番一地先から ら	一〇・五		平成十年香川県告示第四百四十五号で変更した区域の一部
さぬき市造田宮西字赤洲四七〇番一地先まで	一一・八	一一	

四 供用開始の期日 平成十五年四月二十二日

香川県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年四月二十二日から平成十五年五月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路線名 三木津田線（三七号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市造田宮西字石井八一一番五地先から	一〇・五	四二	平成十年香川県告示第百四十七号で変更した区域の一部
さぬき市造田宮西字石井八一三番一地先まで	一〇・五		

四 供用開始の期日 平成十五年四月二十二日

香川県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年四月二十二日から平成十五年五月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 国道（一般）

二 路線名 三三七号

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市五名字上裏七六〇番五地先から東かがわ市五名字中屋敷八七八番一地先まで	一一・〇 一三・五	一七八	平成十三年香川県告示第五百七十七号で変更した区域の一部

四 供用開始の期日 平成十五年四月二十二日

公 告

香川県告示第二百六十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年六月八日まで縦覧に供する。

平成十五年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十五年四月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人こころとからだの健康道場

太田 光夫

高松市多肥上町二〇四二番地三九

三 定款に記載された目的

この法人は、21世紀に増大することが予想されるこころの健康不安、未病および生活習慣病に伴う健康不安、医療費負担の増大に対して、こころとからだの健康に関する不安を抱えている市民に対して、「自分の健康は自分で守る」啓発および実技指導事業を

行い、ここからだの健康増進およびヘルスクエアに寄与することを目的とする。

香川県公告第二百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
 なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年六月十一日まで縦覧に供する。

平成十五年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十五年四月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人高松まちづくり協議会

野崎 敬三

高松市磨屋町一〇二二

三 定款に記載された目的

この協議会は高松市および周辺各市町を中心に、行動し提言し発言し発言し地域の未来に対して自ら責任を負う市民団体として市民主体のまちづくりを行うことを目的とする。

香川県公告第二百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マイカル総合開発

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗の名称及び所在地

坂出市京町一丁目四番一八号

変更しようとする事項

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 小売業を行う者

株式会社マイカル、株式会社名物かまど、株式会社キタムラ、吉川忠男、岡彰彦、宮池計彦

株式会社三城、株式会社リオチエーン、株式会社さが美、エステール株式会社、株式会社新屋堂、株式会社タツミヤ、株式会社ラセーヌ、株式会社協栄商会、株式会社ハニズ、株式会社マステイ

倉敷、株式会社愛織、田中商事株式会社、株式会社宮脇書店、有限会社アフリカ太郎、株式会社ニシヤマー、株式会社リトルターリン、藤久株式会社、株式会社アイランス

コーポレーション、壺井滝、株式会社冒険王、株式会社ブルーグラス、株式会社たけうち

変更前

変更後

開店時刻

閉店時刻

午前九時

午前九時三十分

午後九時

午後九時

午後九時

午後九時

午後九時

午後九時

午後九時

午後九時

午後九時

午後九時

午後九時

午後九時

午後九時

午後九時

午後九時

午後九時

午後九時

午後九時

午後九時

(一) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時から午前零時まで

変更後 午前八時三十分から午前零時まで

4 変更年月日

平成十五年四月十一日

二 届出年月日

平成十五年四月十日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

坂出市役所環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十五年四月二十二日（火曜日）から同年八月二十二日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十五年八月二十二日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市役所環境経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第二百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市西植田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業葛合三号地区）を行うことについて平成十五年四月九日適当と決定した。

その関係書類を高松市経済部土地改良課において平成十五年五月六日から同年五月二十六日まで縦覧に供する。

平成十五年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、観音寺市柞田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業南新開一号線地区）を行うことについて平成十五年四月十日認可した。

平成十五年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川県三豊郡三野町土地改良区から役員の内出がなされた。

平成十五年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	青野 稔	三豊郡三野町大字吉津甲一二一四番地	平成一五、四、三

香川県公告第二百六十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項に基づき公示する。

平成十五年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

基本測量(基準点測量)

二 作業期間

平成十五年五月六日から平成十六年三月三十一日まで

三 作業地域

善通寺市

小豆郡 土庄町

木田郡 庵治町

仲多度郡 満濃町

香川県公告第二百七十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、飯山町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条で準用する同法第十四条第三項に基づき公示する。
平成十五年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

公共測量(出来形確認測量)

二 作業期間

平成十五年四月二十五日から同年六月二十八日まで

三 作業地域

綾歌郡 飯山町東坂元